

7 弥監公表第 11 号
令和 7 年 11 月 28 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 4 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。



7 弥い第1号
令和7年11月26日

弥富市監査委員様



令和7年度いこいの里定期監査結果報告における措置及び検討状況の報告について（通知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別 紙

令和7年度定期監査結果報告における 監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	利用証交付申請書綴り及び利用証交付受付簿の管理について
監査結果報告における指摘事項		
弥富市保有個人情報等の取扱いに関する管理規程（以下「管理規程」という。）の（媒体の管理等）第12条では、「個人情報取扱者は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、個人情報の漏えい等を防止するため、当該媒体の保管場所における施錠等の措置を講ずる。」としているが、利用証交付申請書綴り及び利用証交付受付簿について、施錠等の措置が講じられていなかった。規程に基づき、適切な管理をされたい。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対象課	いこいの里	
原因・理由・背景などの事情説明	施錠ができる場所に保管していたが、施錠がされていなかった。	
措置の状況	いつ (いつまでに)	令和7年10月10日以降
	誰が (どこが)	いこいの里
	何を (どこを)	利用証交付申請書綴り及び利用証交付受付簿
	どのように 措置(改善) した(する)	保管場所の施錠を行った。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	令和7年10月10日付けていこいの里勤務職員全員に対し措置内容の周知を図った。